指定管理業務点検・評価シート(令和5年度業務)

令和6年7月2日

施設名	二十一世紀の森	所在地	鳥取市河原町稲常113
施設所管課名	森林・林業振興局林政企画課	連絡先	0857-26-7300
指定管理者名 とっとりの森を守り木を活かす会		指定期間	平成31年4月1日~令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供するほか、林業従事者に研修等の場を提供することにより、森林及び林業に対する理解の促進を図り、もって広く県民の保健及び休養 並びに林業の振興に資する。
設置年月日	昭和60年 4月 1日
施設内容	〇森林学習展示館 326㎡ 〇林業技術工芸実習館 256㎡ 〇とっとり林業技術訓練センター 58㎡
利用料金	とっとり林業技術訓練センターの訓練装置 【1時間当たりの利用料金】 ・伐倒反復訓練装置 40円 ・枝払い訓練装置 110円 ・風倒木伐採訓練装置 160円 ・キックバック装置 40円
開館時間	午前9時~午後4時30分
休館日	毎週火曜日(その日が休日に当たるときはその直後の平日)、年末年始(12月29日~1月3日)

2 指定管理者が行う業務

〇二十一世紀の森の施設設備の維持管理に関する業務(保守管理、修繕、保安警備、清掃等) 〇二十一世紀の森の管理施設の利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの 退去命令、利用料金の徴収等に関する業務 〇その他管理施設の管理に必要な業務(管理施設の利用受付・案内、附属設備・備品の貸出、利用指 導・操作、利用者へのサービス提供(自動販売機等による物品の販売を含む。)、施設の利用促進) 〇その他管理施設を活用した、森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に 関する業務

3 施設の管理体制

	正職員(常勤職員):4人、 非常勤職員:3人 〔計7人〕
75 TO 64 Hu	【体制図等】
管理体制	管理者(常勤1)―総括責任者(常勤1)─── 常駐スタッフ(常勤1) │── 庶務スタッフ(常勤1) └── 来場者対応・清掃等(非常勤3)

4 施設の利用状況

施設の利用状況	•													
利用者数(人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R5年度	1, 140	1, 201	786	1, 272	1, 445	1, 204	983	948	726	1, 097	1, 475	1, 103	13, 380
	R4年度	354	584	375	888	1, 005	488	500	590	373	663	1, 079	1, 427	8, 326
	増減	786	617	411	384	440	716	483	358	353	434	396	△ 324	5, 054
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用料金収入 (千円)	R5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 収支の状況 (単位:円)

	区	分	R5年度	R4年度	増減
		利用料収入	0	0	0
	事業収入	管理業務収入	706, 755	686, 305	20, 450
		小 計	706, 755	686, 305	20, 450
収入		鳥取県指定管理料	8, 814, 000	8, 976, 000	△ 162,000
	事業外収入	雑収入	72, 516	65, 778	6, 738
		小 計	8, 886, 516	9, 041, 778	△ 155, 262
	計		9, 593, 271	9, 728, 083	△ 134, 812
	人 件 費	.	5, 580, 689	5, 141, 899	438, 790
支出	管理運営費		2, 916, 695	3, 263, 265	△ 346, 570
又山	事 業 費	*	1, 095, 887	1, 322, 919	△ 227, 032
	_	計	9, 593, 271	9, 728, 083	△ 134, 812
	収	支 差 額	0	0	

労働条件等

確認項目			/#. *		
	推 心 块 口		正職員 非常勤職員		備考
= = +1.44	労働条件の書面による提示	就業規則、労働条件通知書	就業規則、労働条件通知書		
雇用契約 • 労使協定	就業規則の作成状況	有	有		
77 (2.88)	労使協定の締結状況	有	無		
	所定労働時間	7.5時間/日	おおむね1時間~8時間/日		
労働時間	時間管理の手法	出勤簿	出勤簿		
	休暇、休日の状況	年間125日	休日:最低1日/週		
	給与金額	185千円/月	51千円/月		
給与	最低賃金との比較	適	適		
	支払い遅延等の有無	無	無	\	
	一般健康診断の実施		年1回実施		
安全衛生	産業医の選任	選任の要否:否	選任状況:		
	安全管理者の選任	選任の要否:否	選任状況:		
	衛生管理者の選任	選任の要否:否	選任状況:		
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否:否	選任状況:		

- (参考)
 〇労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
 ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
 ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
 ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか)
 ・1週間単位の非定型的変形労働時間制(労働基準法第36条の5)
 ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条) いわゆる「36協定」)

 - ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
 - 専門業務型裁量労働制 (労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種·規模に係る要件 (労働安全衛生法に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、コルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人~200人(1人選任) 201人~500人(2人選任) 501人~1,000人(3人選任) 1,001人~2,000人(4人選任) 2,001人~3,000人(5人選任) 3,001人以上(6人選任)
	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 内 容
案内板、案内看 板の設置	来園者へ分かりやすいよう、案内板、案内看板を設置した。
イベント開催等	・ホームページの随時更新及び情報誌(年3回発行)「いなつね短信」や案内リーフレット、チラシを 作成して、広報した。また、地域の幼稚園・保育所にイベント案内チラシを送付し、利用案内を充実 させた。
情報発信	・地元の新聞への施設・イベント情報等の掲載を新聞社と連携して行うとともに、インスタグラムを 活用して施設情報や各種イベント案内等の掲載を積極的に行い、施設の宣伝及び情報発信の充実に取 り組んだ。
安全対策	・新型コロナウイルス感染症 5 類以降ではあるが、感染拡大防止のためおもちゃの消毒や保護者への 感染防止対策への協力依頼等を行い、施設を安心して利用してもらえるよう努めた。

8 利用者意見への対応

利用者意見 の把握方法

- ・施設窓口での意見受付
- ・施設で行う利用者アンケート
- ・「県民の声」による意見受付

利用者からの積極的な評価

- ・たくさんの木のおもちゃがあり、子どもが喜んでいる。
- ・悪天候でも遊べるのがとてもありがたい。
- ・おもちゃの角をとってある気遣いに感謝。

また、入館者アンケートによると、満足度は「かなり良い(70%)」、「良い(29%)」でほとんどの方が満足され、 また、再利用については「また来る」が97%を占め、好意的な評価を受けている。

9 指定管理者による自己点検

[成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項]

森林や木材についての様々な体験により豊かな感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解を育むなど「木育」の場として施設を活用している。その中でも、木製遊具や木製知育玩具との触れ合いを通じて木への親しみや木の文化への理解が深まるよう努めている。森林や木の良さ、大切さ等を普及啓発し、二十一世紀の森と親しむことができるイベントを開催して、施設の活用推進を図り、来園者の満足度向上に努めた。

これらの取り組みの成果として、令和5年度は、13,380人もの来園者につながり、指定管理導入時から2倍近く来園者が増加した。特に幼稚園や保育園、公民館等の団体、親子連れの来場拡大につながった。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

グートホルツの利用拡大が図られるよう、チェーンソー研修等により活用していきたい。

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕○施設設備の保守管理・修繕○施設の保安警備、清掃等○事故の防止措置、緊急時の対応	4	各施設の清掃やごみ収集・処理は計画通りに実施され、清潔に維持管理ができている。 また、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策が徹底され、おもちゃや諸設備の消毒により、安心・安全な施設運営がなされている。 工芸実習館の工作機械等の修理や換気扇の改修が行われ、施設の快適な運営がなされている。
「施設の利用の許可、利用料の徴収等〕○利用の許可○適正管理に必要な利用者への措置命令○利用料金の徴収、減免の実施	2	利用料金の減免手続きがなされていないものがあった。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕○利用受付・案内○附属設備・備品の貸出し○利用指導・操作	3	概ね適切な対応がなされている。
〔利用者サービス〕○開園時間、休園日、利用料金等○利用者へのサービス提供・向上策○施設の利用促進○個人情報保護、情報公開○利用者意見の把握・対応	4	ホームページの更新及び情報誌や案内チラシを作成するとともに、 幼稚園等にイベント案内チラシを送付し、利用案内を充実した。地元 の新聞への施設・イベント情報掲載のほか、インスタグラムを活用し た情報発信を行い、施設の宣伝がなされた。 また、入館者アンケートを行い、利用者意見の把握・対応に努め、満 足度は「かなり良い(70%)」、「良い(29%)」で99%の方が満足され、 また、再利用については「また来る」が97%を占め、高い評価を受け ている。

〔収入支出の状況〕	3	概ね協定書の内容どおり実施されている。
〔職員の配置〕	3	協定書の内容どおり、常時2人以上の職員を配置し、清掃等のスタッフについても適正に配置されている。
 〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務(利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備(会計規程、協定書等で整備が定められている規程など) 	3	概ね適正な管理がなされている。
 【関係法令の遵守状況】 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例) 	3	概ね協定書の内容どおり実施されている。
〔県の施策への協力〕○障がい者就労施設への発注	3	クッキーの調達実績があった。
総括	3	事業計画書に即し、概ね協定書の内容どおり適切な管理が行われていた。 施設設備の計画通りの清掃や新型コロナウイルス感染症対策、施設の修繕など適切な保守管理に努めるとともに、積極的な広報、情報発信を行い、来園者数の大幅な増加や利用者アンケートにおける高い評価につなげた。

《評価指標》5:協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、 優れた管理運営がなされている。

後れた管理運営がなされている。 4:協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。 3:おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。 2:協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。 1:協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、 計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。